

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社パルトゥー  
業者の住所 : (法人番号1480001005338)  
徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外17-1
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年4月23日 から 令和8年5月22日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
- 4 事 実 概 要 : 株式会社パルトゥーの従業員は、令和7年9月19日に徳島簡易裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を科され、令和7年10月7日に刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)  
付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内